

西宮市の指導監査について

1. 指導について

① 指導とは

指定障害児通所支援事業所の人員・設備・運営に関する指定基準等の取扱いや、障害児通所給付費等に係る報酬請求に関する事項について、周知徹底させるために実施するもの。

○指定基準等

- ・ **【指定基準】**「西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成31年3月26日西宮市条例第41号)
- ・ **【解釈通知】**「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)」

○報酬請求に関する事項

- ・ **【報酬告示】**「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)
- ・ **【留意事項】**「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月30日障発0330第16号)

○Q & A

障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

② 指導の種類

指導の種類には、主に次の2種類があります。

ア 集団指導

西宮市がすべての事業者を対象として、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

イ 実地指導

西宮市が個々の指定事業者等の事業所を訪問し行います。**全事業者を対象**に、おおむね3年に1回実施します。

【資料①】西宮市の指導監査について

③ 実地指導の流れ

ア 実地指導まで

- ・ あらかじめ、事業者の実地指導の実施を連絡し、日程調整を行います。
- ・ 1カ月前を目途に事業者に対し実地指導の実施を通知します。
- ・ 実地指導日1週間前までに事業者は実地指導チェックリスト及び必要書類を提出してください。

イ 実地指導当日

(事業所が用意すべきこと)

- ・ あらかじめ、実地指導実施通知に記載の当日準備書類を1か所にまとめてください。当日書類は今年度及び前年度ご用意ください。
- ・ 書類の確認や担当者からのヒアリングを行いますので、そのためのスペースのご用意をお願いします。

(当日の流れ)

- ・ 事業所見学
事業所内を見学し、設備面などを確認します。
- ・ ヒアリング及び書類確認
指定基準や報酬算定について、事前提出書類や当日用意書類やヒアリングを通じて確認します。
- ・ 結果講評
事業所の運営について評価すべき点を伝達するとともに、改善すべき事項(軽微な内容を含む)について口頭にて伝達します。

ウ 実地指導後

- ・ 実地指導1カ月後を目途に、実地指導結果を通知し、改善を要する事項について指摘を行います。
- ・ 改善を要する事項のうち、「改善状況の報告を要する事項」がある場合、上記通知後45日後を目途に改善報告書及び関連書類を市に提出してください。

④ その他

実地指導において、著しい基準違反や給付費の不正が疑われる場合は、実地指導を監査に切り替えることがあります。

【資料①】西宮市の指導監査について

2. 監査について

① 監査とは

サービスの内容等に関して、著しい基準違反が認められる（疑いがある）場合や、障害児通所給付費の請求に関して、不正若しくは著しい不当がある（疑われる）場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし行うもの。

② 監査の実施について

- ・ 原則、無通告（抜き打ち）により実施します。
- ・ 監査では、状況に応じて、報告、帳簿書類やその他物件の提出や提示、出頭を求めるほか、質問、事業所へ立ち入った上で帳簿書類やその他物件の検査を行います。
- ・ 複数回にわたり実施する場合があります。
- ・ 監査において、次の事実がある場合、その事実をもって行政処分の対象となります。
 - 市から報告や帳簿書類・その他物件の提出・提示を命じられたのに応じなかった場合や、虚偽の報告や帳簿書類・その他物件の提出・提示をした場合
 - 市からの出頭要請や質問に応じなかったり、虚偽の答弁を行ったりした場合
 - 市の立ち入りや検査を拒否、妨害、忌避した場合

③ 監査の結果

基準違反や不正請求等が認められた場合については、下記の措置を講じる場合があります。

ア 行政上の措置

行政指導	改善勧告	基準違反事項について、改善を講じるよう勧告
行政処分	改善命令	改善勧告に従わなかった場合に改善するよう命じる
	効力停止	指定事業所ごとに指定事業者の効力を一定期間全部（もしくは一部）停止する
	指定取消	指定事業所ごとの指定事業者の効力を取り消す ※ 指定取消事由について関与した管理者や法人代表等については、欠格該当者となります。

イ 経済的な措置

不正請求に関しては、不正請求額に40%の加算金を乗じた額を返還していただきます。

ウ 公表

- ・ 行政処分を行った場合、その内容を公表します。
- ・ 改善勧告を受けたにもかかわらず、期限内に改善を講じなかった場合もその旨を公表することがあります。

【資料①】西宮市の指導監査について

3. 基準条例及び報酬告示等の確認について

基準条例・解釈通知・報酬告示・留意事項通知などの守るべき基準等の理解不足や勘違いによって、結果的に大規模な報酬返還などを招いてしまったケースが散見されています。

障害児通所支援の事業運営については、これら基準等を理解され、かつこれを遵守されて運営されているという前提で指定や障害児通所給付費の支払いを行っておりますので、事業者の皆様におかれましては、必ずこれら基準等をよく確認された上で運営及び報酬算定を行っていただきますようお願いいたします。

基準等の確認については、最新の基準等がまとめられた書籍などを購入し確認する方法を推奨します。

4. 自己点検シートの活用について

西宮市ホームページ「指定障害児通所支援事業者に対する実地指導について」にて、実地指導の流れや必要書類を掲載しております。また、障害児通所支援事業所の適正な運営にご活用いただくため、自己点検シートを掲載しておりますので、各自で自己点検シートをダウンロードしてご活用ください。※実地指導の際にご提出いただく必要はありません。

(アクセス方法)

西宮市ホームページトップページ右上の「検索」をクリック→ページ番号「17364036」を入力し、検索。

以上